

令和 7 年 第 5 回（9 月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民常任委員会 委員長報告】

認定第 2 号及び認定第 3 号の 2 件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『認定第 2 号 令和 6 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定の件』について、ご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算書及び関係資料により事業概要、決算状況等の説明を受けました。

委員会では、保険税の不納欠損額が昨年度に比べ極端に下がった理由はとの質疑があり、執行部からは、収納課による財産調査の結果から、不納欠損にすべきかの判断を保留にした件数が多かったためであるとの答弁がありました。

また、一委員からは、一人当たりの保険給付費が上昇しているが、今後の見通しはとの質疑があり、執行部からは、高度医療や先進医療を活用される方が増えていくと思われるため、今後も増え続けていくと推察している

との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に、『認定第3号 令和6年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定の件』について、ご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算書及び関係資料により事業概要、決算状況等の説明を受けました。

委員会では、大きな返済が残っている借受人が亡くなった場合、その返済はどうなるのかとの質疑があり、執行部からは、相続人や連帯保証人から引き続き返済していただくようにしているが、自己破産や相続放棄となり、返済が不能となった場合は審議会に諮り償還免除となるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和 7 年 第 5 回（9 月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民常任委員会 委員長報告】

『認定第 6 号 令和 6 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定の件』について、審査の経過と結果をご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算書及び関係資料により、事業概要、決算状況等の説明を受けました。

委員会では、黒字決算となっているが、赤字になることはないのかとの質疑があり、執行部からは、保険料を年金から天引きすることから、高い収納率となっており、医療費の負担についても公費負担があるため、収支的に赤字になることは考えにくいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和 7 年 第 5 回（9 月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民常任委員会 委員長報告】

認定第 8 号から認定第 10 号までの 3 件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『認定第 8 号 令和 6 年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件』について、ご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算書による説明とあわせて、積立金の令和 6 年度末現在高は、7045 万 3301 円であるとの説明を受けました。

また、本決算については、令和 7 年 8 月 18 日に二日市財産区管理会の同意を得たとの報告を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に、『認定第 9 号 令和 6 年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件』について、ご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算書による説明とあわせて、積立金の令和6年度末現在高は、2409万4612円であるとの説明を受けました。

また、本決算については、令和7年8月19日に御笠財産区管理会の同意を得たとの報告を受けました。

委員会では、積立金の目的についての質疑があり、執行部からは、育林事業に対しての補填を目的にしているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に、『認定第10号 令和6年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件』について、ご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算書による説明とあわせて、積立金の令和6年度末現在高は、6312万358円であるとの説明を受けました。

また、本決算については、令和7年8月18日に平等

寺山財産区管理会の同意を得たとの報告を受けました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和 7 年 第 5 回（9 月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民常任委員会 委員長報告】

議案第 48 号から議案第 50 号までの 3 件について、
審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第 48 号 筑紫野市印鑑条例及び筑紫野市
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人
情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定の
件』について、ご報告いたします。

本件は、地方公共団体情報システムの標準化に関する
法律に基づき、標準化基準に適合する基幹業務システム
への移行を今年度末までに実施する予定となっており、
システムの標準化に伴い、印鑑登録の廃止に伴う手続き
が一部変更となることから、廃止の手続きを規定してい
る条例の改正をするものです。併せて、標準化したシス
テムでは、住民登録されていない者を管理するための機
能を利用する事務は、個人番号の独自利用に該当するこ
とから、当該事務を規定する条例の改正を行うものです。

委員会では、標準化の対象となる業務において、必要な対応は印鑑条例の改正で完了するのかなどの質疑があり、執行部からは、法律の施行に伴い適合させる条例は印鑑条例のみである。その他、詳細なルールを規定した規則や要綱等については、順次対応していくとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第49号 筑紫野市職員の育児休業等に関する条例及び筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件』について、ご報告いたします。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置や、仕事と育児の両立を支援する措置を講じるため、関係条例の改正を行うものです。

委員会では、会計年度任用職員も対象となるのかなどの

質疑があり、執行部からは、いずれの制度も対象となる
との答弁がありました。

また、一委員からは、これらの制度の周知により、どの
ような効果があると考えているのかとの質疑があり、執
行部からは、育児休業の取得や配慮を希望する職員が、
申し出や相談が気兼ねなくでき、働きやすい職場環境づ
くりにつながるものと考えているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のと
おり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第50号 筑紫野市国民健康保険条例の一
部を改正する条例の制定の件』について、ご報告いたし
ます。

本件は、国民健康保険法の一部改正により、健康保険
証返還の求めに応じない、国民健康保険対象世帯の世帯
主に対し、過料を科する規定が廃止されたことに伴い、
本条例を改正するものです。

委員会では、健康保険証が使用できなくなったあとの

資格確認書については、今後、法律で返還に関する規定が設けられるのかとの質疑があり、執行部からは、厚生労働省の見解では、資格確認書は保険証ではないため、返還に関する規定が新たに設けられることはないとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和 7 年 第 5 回（9 月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民常任委員会 委員長報告】

『議案第 5 3 号 令和 7 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件』について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本予算の主な内容は、歳出において、保険給付費等交付金の償還額が確定し、歳入においては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の額が確定したことにより、歳入歳出それぞれ 1 億 2 4 4 5 万円を増額し、総額を 9 8 億 2 3 2 7 万 2 千円とするものです。また、債務負担行為では、筑紫野市総合保健福祉センター健康測定室及び歩行訓練プール運営指導業務委託契約の更新時期を迎えたため、限度額を 2 1 9 0 万円とする補正を行うものです。

委員会では、債務負担行為において、この予算では、歩行訓練プール運営指導等に関わる委託業者の一人当たりの人件費が少ないのではないかととの質疑があり、執行部からは、本会計に加え、一般会計や介護保険事業特

別会計の予算を合算しての契約となるため、本予算はその一部であるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和 7 年 第 5 回（9 月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民常任委員会 委員長報告】

『議案第 5 6 号 令和 7 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の件』について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本予算の主な内容は、歳出については、広域連合通知及び令和 6 年度保険料等負担金精算分の確定による、保険料等負担金 6 3 8 9 万 4 千円の増額など、歳入については、前年度繰越金として 6 5 6 5 万 3 千円の増額などをするもので、歳入歳出それぞれ 6, 5 6 5 万 3 千円を増額し、総額を 3 3 億 2 7 3 7 万 4 千円とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。